

随意契約審査委員会運営要領

令和7年4月1日

随意契約審査委員会委員長決定

(目的)

第1条 支出負担行為担当官デジタル庁会計担当参事官に係る随意契約において、契約の透明性及び公正の確保を図るため、デジタル庁に設置した随意契約審査委員会(以下「委員会」という。)の運営について以下のとおり定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、契約に関する次の事項を審査する。

- (1) 随意契約の適用の適否
- (2) 随意契約の相手方
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること

(委員会の開催)

第3条 委員会が審査する契約は次の範囲のものとする。

- (1) 予定価格が400万円を超える工事又は製造をさせる契約
 - (2) 予定価格が300万円を超える財産を買い入れる契約
 - (3) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超える物件を借り入れる契約
 - (4) 予定価格が100万円を超える財産を売り払う契約
 - (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超える物件を貸し付ける契約
 - (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えるもの。
- 2 委員会が審査する契約のうち、災害時等の緊急を要する契約で、委員会を開催することができないものについては、持ち回り決裁(各プロジェクト担当の調達伺い)により審査を行うことができる。
- 3 委員会は、構成員の3分の2以上が出席し、かつ委員長と副委員長のどちらかの出席をもって開催できるものとする。また、委員が欠けたとき又は委員がやむを得ず委員会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 委員会は、必要に応じ、持ち回りで書類審査を行うことができる。

(議決)

第4条 委員会の議決は、出席構成員(代理者を含む。)の3分の2以上の賛成により決定するものとする。

(審査要求)

第5条 調達の実施依頼プロジェクト担当は、随意契約理由書(別紙)を作成し、委員会へ付議するものとする。

2 随意契約理由書は、委員会の審議日程、決裁期間などを勘案し会計担当契約班に持込むものとするが、随意契約が認められなかった場合の競争入札に要する期間(持込みから契約予定日まで1ヶ月半程度、ただし政府調達案件については3ヶ月程度)を考慮するものとする。

3 契約の実施依頼プロジェクト担当は、委員会が審査する案件か否かの確認及び持込み日の確認など、事前に会計担当契約班と相談するものとする。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日に改正する。

(別紙 1)

令和 年 月 日

随 意 契 約 理 由 書

PJ 担当名
担当者名

- 1 件名
- 2 契約の目的
- 3 契約の内容 (契約予定金額、契約予定日、契約期間を含む。)
- 4 随意契約理由及び適用条項
- 5 選定業者名
- 6 業者選定理由
- 7 公表時の随意契約理由 (政府調達案件は公表区分による。)

※令和 年 月 日 随審第 号

注) 4 及び 6 は、詳しく記載すること。必要に応じ資料を添付すること。

4 については、「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号)」の適用条項についても記載願います。

例) 適用条項：会計法第 29 条の 3 第 4 項 (「公共調達の適正化について」

1 (2) ①ハ)

※は、会計担当契約班で記入する。

公募・企画競争用（技術的対話を含む）
（別紙２）

令和 年 月 日

随 意 契 約 理 由 書

PJ 担当名
担当者名

- 1 件名
- 2 契約の目的
- 3 契約の内容 （契約予定金額、契約予定日、契約期間を含む。）
- 4 公募・企画競争（技術的対話を含む）を行う理由
- 5 選定方法・選定基準
- 6 公表時の公募・企画競争（技術的対話を含む）を行う理由
 （政府調達案件は公表区分による。）

※令和 年 月 日 随審第 号

注）４及び５は、詳しく記載すること。必要に応じ資料を添付すること。
※は、会計担当契約班で記入する。